第九十六条の八第一項中「第四十二条の二第一項」を「第四十一条第一項」に、「決定したとき、及び厚生年金保険法第二十四条の四の規定により第二号厚生年金被保険者等である長期組合員の厚生年金保険の標準賞与額を決定した」に、「当該標準期末手当等の額」を「厚生年金保険の標準賞与額並びに当該標準期末手当等の額及び当該厚生年金保険の標準賞与額」に改め、同条第二項中「長期組合員ごとに標準期末手当等の額を組合員長期原票に記載するとともに、」を削り、「及び当該標準期末手当等の額」を「並びに当該標準期末手当等の額及び当該厚生年金保険の標準賞与額」に改める。

第九十七条第一項中「第四十五条第一項」を「第四十四条第一項」に、「長期給付」を「退職等年金給付」に、「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第二項第一号中「遺族の順位若しくは遺族がないこと及び当該死亡した者の相続人であることを証するに足る」を「死亡した受給権者（法第三十九条第一項に規定する受給権者をいう。以下同じ。）と請求者との身分関係を明らかにすることができる」に、「若しくは戸籍謄本又は除籍抄本若しくは」を「、戸籍謄本、除籍抄本又は」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　死亡した受給権者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証する書類

第九十七条第二項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類

第九十七条に次の一項を加える。

3　第一項の請求書を提出する者が、同時に厚生年金保険法第三十七条第一項の規定による未支給の保険給付の請求をするときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により当該請求書と併せて提出しなければならないこととされた書類のうち当該保険給付に係る請求書に添えたものについては、第一項の請求書に併せて提出することを要しないものとする。

第九十八条中「組合に」を「組合（厚生年金保険給付又は退職等年金給付を請求する場合にあつては、連合会）に」に改める。

第九十八条の二の見出し中「掛金」を「掛金等」に改め、同条中「第十一条の九第一項」を「第二十一条第一項」に改める。

第九十九条の三第二項第四号、第九十九条の四第二項第四号、第百三条第五号、第百五条の十二第一項第六号及び第百六条第七項第三号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改める。

第百八条中「法第六十四条」を「第六十四条」に、「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改める。

第百九条第一項中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第二項中「第百十四条の三十八」を「第百十四条の十七」に、「決定通知」を「通知」に、「第百十四条の三十九」を「第百十四条の十八」に、「障害共済年金」を「障害厚生年金」に改める。

第百九条の二（見出しを含む。）中「障害共済年金」を「障害厚生年金」に改める。

第百十条第三号、第百十一条第三号、第百十一条の二第一項第二号、第百十一条の三第二号、第百十二条第二号及び第百十三条第二号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改める。

第百十三条の三中「第五十一条第一項」を「第五十条第一項」に、「第五十二条」を「第五十一条」に改める。

第百二十七条第三号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条を第百二十七条の五とする。

第百二十六条の二を第百二十七条の四とし、第百二十六条を第百二十七条の三とし、第百二十五条を第百二十六条の二とする。

第百二十四条第二項中「第八十七条第二項」を「第八十七条第三項」に改め、同条を第百二十七条とする。

第百二十三条を第百二十六条の五とし、第百二十二条を第百二十六条の四とする。

第百二十一条中「第百十九条第一項」を「第百二十六条第一項」に改め、同条を第百二十六条の三とする。

第百二十条を第百二十六条の二とし、第百十九条を第百二十六条とし、第百十八条の二を第百二十五条の二とする。

第百十八条第二項中「第百二十二条」を「第百二十六条の四」に改め、同条を第百二十五条とする。

第百十七条の二を第百二十四条とする。

第百十七条中「第七十四条の四」を「第七十五条の七」に、「年金である給付」を「退職等年金給付」に、「遺族共済年金」を「公務遺族年金」に改め、同条を第百二十三条とする。

第百十六条の二中「第十八条」を「第二十九条」に、「連合会理事長」を「連合会の理事長」に改め、同条を第百二十二条とする。

第六章の二を第六章の三とし、第六章の次に次の一章を加える。

第六章の二　地方公務員共済組合連合会に対する財政調整拠出金

（地方公務員共済組合連合会に対する財政調整拠出金）

第百二十一条　連合会は、法第百二条の三第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）の規定による令第二十八条第一項に規定する国の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額を地方公務員等共済組合法第七十八条第四項に規定する支給期月（次項において「支給期月」という。）ごとに財務大臣が別に定める日までに、地方公務員共済組合連合会に拠出するものとする。

2　連合会は、法第百二条の三第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定による令第二十八条第四項の規定により準用する同条第一項に規定する国の退職等年金給付概算財政調整拠出金の額を支給期月ごとに財務大臣が別に定める日までに、地方公務員共済組合連合会に拠出するものとする。

第百十六条の見出し中「払込」を「払込み」に改め、同条を第百二十条の九とする。

第百十五条の三の見出しを「（払い込むべき掛金等の通知）」に改め、同条第一項中「第十二条の四第二項」を「第二十五条の二第二項」に、「第十二条の四第一項」を「第二十五条の二第一項」に改め、同条を第百二十条の八とする。

第百十五条の二の二第一項（見出しを含む。）中「掛金」を「掛金等」に改め、同条第二項中「、附則第六条の二の四第三項又は附則第七条の七第四項」を「又は附則第六条の二の四第三項」に、「、特例退職掛金又は特例継続掛金」を「又は特例退職掛金」に改め、同条を第百二十条の七とし、同条の前に次の二条を加える。

（厚生年金保険法による産前産後休業期間中の保険料の免除の申出）

第百二十条の五　前条の規定は、厚生年金保険法第八十一条の二の二の規定による産前産後休業期間中の保険料の徴収の特例に係る申出について準用する。この場合において、前条第一項中「法第百条の二の二」とあるのは「厚生年金保険法第八十一条の二の二」と、「掛金の免除」とあるのは「保険料の免除」と、同条第二項中「法第百条の二の二」とあるのは「厚生年金保険法第八十一条の二の二」と、「掛金」とあるのは「保険料」と、同条第三項中「掛金を免除する期間」とあるのは「保険料の徴収の特例を適用する旨及び当該保険料の徴収の特例を適用する期間」と、同条第四項中「掛金を免除する期間」とあるのは「保険料の徴収の特例を適用する期間」と読み替えるものとする。

（厚生年金保険法による産前産後休業期間中の保険料の徴収の特例の申出等の特例）

第百二十条の六　第二号厚生年金被保険者等が法第百二条の二の二の規定による掛金の免除を希望する旨の申出をした場合には、併せて同一の事由により厚生年金保険法第八十一条の二の二の規定による同法による産前産後休業期間中の保険料の徴収の特例の適用を受けることを希望する旨の申出をしたものとみなす。

2　第二号厚生年金被保険者等が厚生年金保険法第八十一条の二の二の規定による同法による産前産後休業期間中の保険料の徴収の特例の適用を受けることを希望する旨の申出をした場合には、併せて同一の事由により法第百二条の二の二の規定による掛金の免除を希望する旨の申出をしたものとみなす。